

長野県障がい者プランの策定について

障がい者支援課

1 趣 旨

障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、障がい者施策に関する基本的な事項や障害福祉サービスの提供体制の確保目標について定める「長野県障がい者プラン」を策定する。

【プランの性格】 以下の計画を一体化して作成

計画名	根拠法令	内 容
障害者計画	障害者基本法 第 11 条第 2 項	障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画。
障害福祉計画	障害者総合支援法 第 89 条第 1 項	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画。
障害児福祉計画	児童福祉法 第 33 条の 22	障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画。

2 計画期間

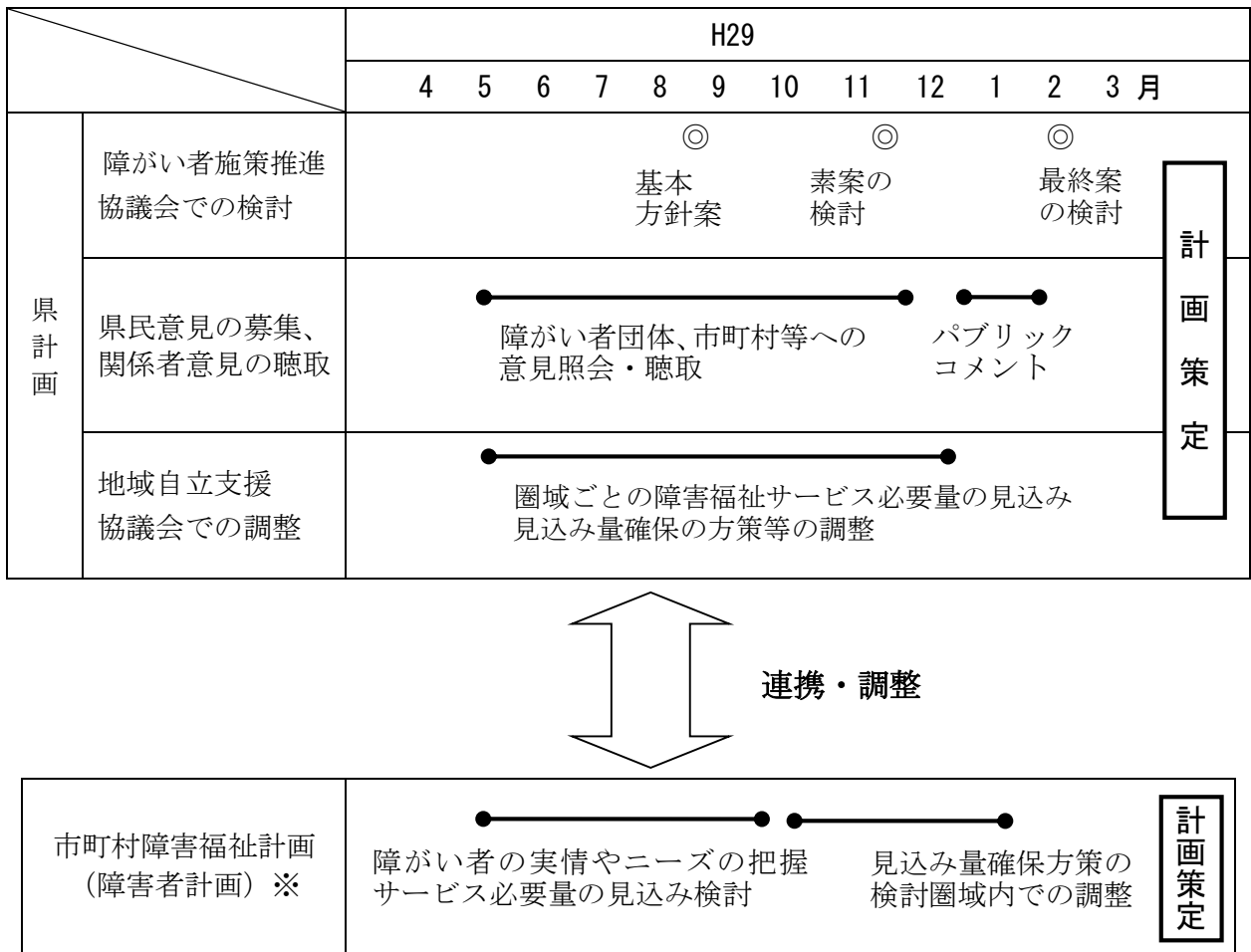
6 年間（平成 30 年度～35 年度）

障害福祉計画及び障害児福祉計画は 1 期を 3 年とする。

3 プラン策定の基本的な考え方

- (1) 障害者基本法に定める基本的理念や国の障害者基本計画を踏まえつつ、これまで本県が先進的に取り組んできた地域生活移行支援や地域生活支援拠点等の整備など、本県における障がい者施策の状況や特長などを勘案した計画とする。
- (2) 同じく改訂時期を迎えている県総合 5 か年計画や、長野県保健医療計画、長野県高齢者プラン等、障がい者等の施策に関する事項を定める計画と調和が保たれたものとする。
- (3) 策定に当たっては、障がい者やその家族、支援関係者、市町村や関係機関などの意見聴取や意見交換を行いながら進める。
- (4) 障害福祉サービスの提供体制などを定める障害福祉計画及び障害児福祉計画については、国の基本指針で定める以下の点に配慮する。
 - 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
 - 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な福祉サービスの実施等
 - 入所等からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
 - 地域共生社会の実現に向けた取組
 - 障害児の健やかな育成のための発達支援

4 スケジュール予定



※障害者計画については、市町村により計画年度が異なるため、本年度の策定とならない場合がある。

長野県障がい者プラン2018(仮) 基本理念(案)

「支え手」「受け手」という関係を超えて、誰もが「我が事」として地域づくりに参画し、障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら、一人ひとりが地域社会の一員として「居場所と出番」を見出すことのできる“多様な主体が共に生きる長野県”の実現を目指します。

考え方

・ 現行プランの「ノーマライゼーション」及びその実現を支える「インクルージョン」の理念を継承しつつ、制度や分野の『縦割り』や「支え手」「受け手」の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野に関係なく「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現に向けた改革（「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定 厚生労働省 H29.2）の趣旨を取り入れて、分かりやすく記述

現行の「長野県障害者プラン2012」基本理念

「ノーマライゼーション」及びその実現を支える「インクルージョン」の理念のもと、障害のある人もない人も、お互いに個性を尊重し、支え合いながら、一人ひとりが地域社会の一員として「居場所と出番」を見出すことのできる“共に生きる長野県づくり”を目指します。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

基本的視点(案)

1 誰もが、地域で安心して暮らせる自立生活への支援

障がいの種別、軽重に関わらず、自ら選んだ地域で、自分らしく安心して生活していけるように、必要なサービス基盤の整備を図るとともに、安全でくらしやすいまちづくりを推進します。また、障がいの内容、性別やライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援ができる環境を整備するために、保健医療・福祉・教育・労働などの関係機関の連携を推進します。

2 生きがいを持ち、充実した生活を送ることができる社会づくりの推進

障がいのある方を社会参加の主体としてとらえ、社会参加に不可欠な各種の情報提供や情報保障に関する施策の充実に取り組みます。また、障がい特性など多様なニーズに応じた就労支援や障がい者スポーツ、文化・芸術等の様々な分野に取り組む機会の拡大を図ります。

3 共生社会の実現を目指して、多様な主体が理解を深め支え合う「心のバリアフリー」を推進

様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を推進するとともに、障がいを理由とした不当な差別的取扱いや虐待を受けることがないよう、障がい者の権利を擁護する取組を推進します。

分野別施策(案)

分 野	施策概要
1 地域生活の支援	<ul style="list-style-type: none">• 地域生活移行の支援• 生活の安定に向けた支援• 相談支援体制の充実• 福祉人材の養成・確保• 地域連携体制の構築
2 社会参加の推進	<ul style="list-style-type: none">• 就労支援の推進• 移動・情報コミュニケーション支援の充実• スポーツ・文化芸術活動、レクリエーションの振興
3 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none">• 障がいに対する理解の促進• 権利擁護、虐待防止の推進• 地域における福祉活動の推進
4 安全で暮らしやすい地域づくり	<ul style="list-style-type: none">• 安全な暮らしの確保• 誰もが暮らしやすいまちづくり
5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実	<ul style="list-style-type: none">• 障がい者に対する適切な保健・医療サービスの提供• 重度障がい者や多様な障がいに対する支援• 教育・療育体制の充実

重点施策(案)

施策概要	現状・課題
<p>1 障がいへの理解と権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 共生社会の実現を目指した普及・啓発 障がいのある人とない人との交流機会の拡大 等 	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度発生した「津久井やまゆり園」の事件など、障がいのある方をとりまく環境は、依然として厳しい状況にある。 障がいのあることで、困ったり嫌な思いをした経験 51% ※H29 県実態調査 障がいのある人もない人も共に生きる社会を実現するために、どのようなことがらを解決する必要があるか。 特性理解62.3% 特性に応じたい配慮57.7% ※H27人権意識調査
<p>2 地域生活の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域生活移行支援の推進 障害福祉サービス提供体制等の地域生活基盤整備の促進 障がい特性に応じた意思疎通支援の確保 等 	<ul style="list-style-type: none"> 入所施設から地域生活への移行 H28：実績170人／目標214人 地域生活移行の取組状況調査 ※県内56施設を対象にH28実施 移行希望者29施設 約90人（移行の余地あり） グループホームの整備状況 H28実績 510箇所（2,841人）／目標512箇所（2,856人） 多様な障がい特性に応じた意思疎通支援が必要
<p>3 社会参加の推進（雇用・就労、スポーツ等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉施設から一般企業への移行支援や障がい特性に応じた職種への就労支援の推進 障がい者スポーツの振興やユニバーサルツーリズムの取組などによる社会参加の機会拡大 等 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設から一般就労施設へ移行した障がい者 H28：実績302人／目標256人 障がい者就職率（障がい者の職業紹介状況：長野労働局） H28：55.6% スポーツ実施率 障がい者 週1日以上実施: 19.2% 行っていない 60.2% ※H27 スポーツ庁調査 成人一般 週1日以上実施 40.4% 行っていない 22.6% ※27 内閣府調査
<p>4 重度障がい者や多様な障がいに対する支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健・医療・福祉・教育等の連携による支援を必要とする者へのライフステージに応じた支援の充実 医療的ケア児に対する支援体制の構築 等 	<ul style="list-style-type: none"> 医療型短期入所事業所 H28：実績12箇所／目標20箇所 医療技術の進歩等を背景にNICU（新生児特定集中治療室）に長期入院した後、人口呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障がい児が増加しているといわれており、実態把握及び支援のあり方や各分野の連携などの検討が必要。 発達障がい、精神障がい、高次脳機能障がい等、多様な障がい者への支援が必要。

今後、重点的に取り組むべき施策として寄せられた意見

市町村

- 障がいに対する理解促進・権利擁護の推進
 - ・偏見を受けずに安心して生活や就労ができるような社会づくり
- 地域生活の充実
 - ・地域移行・定着支援の強化
 - ・家族が高齢化して支援が困難になった後も、地域で暮らしていける住居・施設の整備
 - ・福祉人材の確保と資質向上に向けた取組
- 社会参加の促進
 - ・障がい者雇用創出のための施策（公官庁が率先して障がい者が働けるモデルづくり）
 - ・福祉就労から一般就労への移行促進
 - ・就労、スポーツ、レクリエーションを通じた社会参加の促進
- 重度障がい者や多様な障がいに対する支援
 - ・知的障がい児等への支援の充実
 - ・医療型短期入所施設の充実（介護者の負担軽減）
 - ・障がい児（者）が安心して暮らせる居場所づくり
 - ・義務教育終了後の支援（義務教育時とのサービス格差の解消）
- その他
 - ・支援者の育成のための報酬改定等
 - ・母子家庭や貧困層への支援

<p>圏域自立支援 協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいに対する理解促進・権利擁護の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法に係る合理的配慮の県民への周知 ○地域生活の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員の充実や地域生活支援拠点等の整備に携わる人材の育成 ○重度障がい者や多様な障がいに対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障がい者への支援（通所、就労場所の不足） ・医療的ケア児に対する連携体制の構築（方向性） ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・困難事例（生活困窮者を含む）者への支援
<p>保健福祉 事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいに対する理解促進・権利擁護の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用促進のための啓発 ○地域生活の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行、地域定着支援の強化を図るため、グループホームの整備・充実 ・精神障がい者の地域移行、地域定着の推進 ・災害時の情報伝達、避難誘導等の支援の充実 ○社会参加の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・農産物の販路を持つ企業、地域の農業関係者、行政、就労継続支援事業所等が連携した農福連携の取組の推進 ○重度障がい者や多様な障がいに対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児に対する連携体制の推進 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の高齢化等に伴う諸課題への対応 ・福祉避難所における取組マニュアルの作成